

スーパーボランティア支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共空間を利活用して行う地域づくりや賑わい創出を目的とした土木施設の維持管理活動を実施する団体（以下「スーパーボランティア」という。）を支援するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土木施設 鳥取県土木施設愛護ボランティア団体活動促進規程（平成15年鳥取県告示第321号。以下「規程」という。）第2条に規定する土木施設をいう。

(2) スーパーボランティア活動 土木施設を含む公共空間を利活用した活動で次に掲げるもの（営利を主たる目的としない活動で、鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）第2条第2項各号に定める活動に該当しないものに限る。）を年間を通して行うとともに利活用する土木施設の適切な維持管理を行う活動をいう。

ア 土木施設の利用者の安全性や利便性を高め、遊び場や憩いの場を提供する活動

イ 芸術・文化、環境、福祉、教育、スポーツに関するもので地域外に開かれたイベントや交流会

ウ 観光振興、商店街の活性化を目的とした活動

エ 地域の伝統や歴史文化を守り育てる活動

オ 青少年の健全育成に寄与する活動

カ 環境保護に関する調査研究や環境教育

キ その他地域づくりや賑わい創出につながると認められるもの

(3) 活動区域 スーパーボランティア活動を実施する区域

(4) 所長等 活動区域を所管する各総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長、各県土整備事務所長、鳥取港湾事務所長または境港水産事務所長をいう。

(5) 市町村長 活動区域が所在する市町村の長をいう。

(対象)

第3条 支援の対象となるスーパーボランティアは、次に掲げる条件のすべてを満たす団体とする。

(1) 規程第3条第2項に規定する愛護団体

(2) 過去に土木施設愛護ボランティア活動を行い、活動区域において地域づくりや賑わい創出を目的とした活動を行った実績のある団体又はこれと同等の実績があると所長等が認めた団体

(3) 年間を通して計画的に、かつ、長期間継続してスーパーボランティア活動を行う見込みがある団体

(活動計画書)

第4条 本支援を受けようとするスーパーボランティアは、様式第1号による活動計画書を所長等に提出する。

(市町村との連携)

第5条 所長等は、前条の規定により活動計画書の提出があったときは、その内容を審査し必要な支援を行うものとする。

2 所長等は、前項の支援について市町村長に必要な協力を求めるものとする。

3 第1項の支援の内容は、当該スーパーボランティア及び市町村長との協議により決定する。

(協定)

第6条 所長等は、前条第3項の規定により支援の内容が決定したときは、当該スーパーボランティア及び市町村長と様式第2号による協定を締結するものとする。

2 前項による協定の有効期間は、協定締結の日以降の日で甲乙協議の上定める日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、県の予算が確保されていない場合は、予算が確保されている期間までとする。

(交付金の交付)

第7条 所長等は、スーパーボランティアが、前条第1項の協定に基づきスーパーボランティア活動を適切に実施したことを確認したときは、スーパーボランティア支援事業交付金交付要綱（平成22年3月5日付第200900187730号鳥取県県土整備部長通知）の規定に基づき、当該スーパーボランティアに対し、各年度ごとに交付金を交付する。

(概算払)

第8条 所長等は、必要と認めるときは、スーパーボランティアの申出に基づき、前条の交付金の概算払をすることができる。

(表示板の設置)

第9条 所長等は、スーパーボランティアから要望があった場合は、団体名を入れた看板を設置することができる。

(その他)

第10条 その他、スーパーボランティア支援事業の実施に関して必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。

様式第1号（第4条関係）

スーパーボランティア活動計画書（ 年 月 日～ 年 月 日）

令和 年 月 日

職 名 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名
連 絡 先

活動場所			
活動目的			
活動人数	人	過去の賑わい活動等の実績	有り ・ 無し
活動予定 (概要)			

様式第2号（第6条関係）

スーパーボランティア支援事業協定書

（目的）

第1条 スーパーボランティア（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）と〇〇市町村（以下「丙」という。）は、スーパーボランティア活動について次のとおり協定を締結するものとする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲、乙及び丙は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行しなければならない。

（活動場所）

第3条 本協定に基づく活動場所は、次のとおりとする。

路河川名及び所在地	見込み面積	備考
一級河川〇〇川、一般県道〇〇線 〇〇市 〇〇町 〇〇	m ²	別添図面による

（役割分担）

第4条 甲、乙及び丙の役割分担は、次のとおりとする。

（1）甲の役割

- ア スーパーボランティア活動計画書に記載した活動の実施
- イ 第3条に定める土木施設の維持管理活動の実施
- ウ 第3条に定める土木施設に異常があった場合の通報

（2）乙の役割

- ア 交付金の交付
- イ 草刈り後の草などの運搬又は処分
- ウ 活動場所の利活用方法についてのアドバイス
- エ 甲の活動を支援するため必要な関係機関との調整
- オ 団体名入りの看板の設置（甲の希望があった場合に限る。）

※その他の支援内容がある場合は追加して記載

（3）丙の役割

※要領第5条の規定により決定した支援内容を記載

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、〇〇年〇〇月〇〇日（本協定締結の日以降の日とする）から〇〇年3月31日までとする。

（協定の解除）

第6条 甲が本協定の期間中に本協定の解除を申し出たとき、又は、甲が本協定に定める役割を果たしていないと乙が認めたときは、乙は本協定を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により協定の解除を行おうとするときは、書面により甲及び丙に通知しなければならない。

（事故に対する措置）

第7条 甲は、協定期間中におけるスーパーボランティア活動中の事故その他の一切の責任

(乙の責めに帰すべきものを除く。)を負うものとする。

(土木施設の使用)

第8条 甲は、土木施設の使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 毎年度当初に当該年度の活動計画及び施設の使用方法を乙に協議すること。
- (2) 法令に基づく占用許可等が必要な場合は、別途手続を行うこと。
- (3) 行事等の実施の際は、事故のないよう注意すること。
- (4) 行事等終了後は、速やかに関係資材・ゴミ等を撤去すること。
- (5) 河川において大雨等による水位の上昇が予想される場合には、関係資材等を撤去すること。
- (6) 施設を損傷等した場合は、乙に報告の上、速やかに修繕すること。
- (7) その他乙からの指示があれば、それに従うこと。

(その他事項)

第9条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、協定書を3通作成し、当事者記名、押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所
スーパーボランティア名
氏名 (代表者)

乙 住所
鳥取県
職名
氏名

丙 住所
〇〇市町村
職名
氏名